

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（自転車歩行者道設置）				
地区名	一般県道 清須下地線				
事業箇所	豊橋市川崎町地内				
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> 本路線は、豊橋市内の一級河川豊川の北側に位置する清須町と下地町を東西に結び、一般県道豊橋環状線から一般国道1号に接続する重要な路線である。 当該区間の東側には、津田小学校があるため、朝夕の通学時間帯は小学生等の利用が多いが、道路幅員が6mと狭小で歩道が設置されておらず、大変危険な状況になっていた。 そのため、本事業で自転車歩行者道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を確保したものである。 				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.8億円</td><td>■工事費 2.1億円, ■用補費 5.2億円, ■その他 0.5億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳	7.8億円	■工事費 2.1億円, ■用補費 5.2億円, ■その他 0.5億円
事業費	内訳				
7.8億円	■工事費 2.1億円, ■用補費 5.2億円, ■その他 0.5億円				
事業期間	採択年度 平成17年度 着工年度 平成17年度 完成年度 平成24年度				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 自転車歩行者道設置工 L=800m、W=3.5m 				
II 評価					
①事業目標の達成状況	<p>1) 主要目標の達成状況</p> <p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備前は、路肩を歩いて通学しており、保護者等が立番をして、何とか事故を未然に防いでいた状況であった。整備によって、登下校ともに整備された歩道を利用できるようになったことで、立番にかかる人員・労力は減り、事業終了年から現在まで通学時の児童が関わる事故も起こっておらず、通学路の安全性が確保されるようになった。 沿線に人家があるなど、防犯面での安全性も高いことから、自転車歩行者道の整備後、これまで本路線を通学路としていなかった地区も、整備区間を通学路として利用するようになっている。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該事業の整備により安全性の確保が図られた。これにより、学童の保護、歩車分離による交通安全の確保が図られ、当初の目標は達成している。</p>				
	<p>2) 副次目標の達成状況</p> <p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

<p>②事業効果の発現状況</p>	<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>事業採択時</th><th>実績</th><th>備考</th></tr> <tr> <th colspan="2">事業期間</th><th>H17～H24</th><th>H17～H24</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">事業費 (億円)</td><td>工事費</td><td>-</td><td>2.1</td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償費</td><td>-</td><td>5.2</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>-</td><td>0.5</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7.2</td><td>7.8</td><td>+0.6 (+8%)</td></tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">効果の 算定要因</td><td>—</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						事業採択時	実績	備考	事業期間		H17～H24	H17～H24		事業費 (億円)	工事費	-	2.1		用地補償費	-	5.2		その他	-	0.5		合計	7.2	7.8	+0.6 (+8%)	効果の 算定要因	—	—										
		事業採択時	実績	備考																																								
事業期間		H17～H24	H17～H24																																									
事業費 (億円)	工事費	-	2.1																																									
	用地補償費	-	5.2																																									
	その他	-	0.5																																									
	合計	7.2	7.8	+0.6 (+8%)																																								
効果の 算定要因	—	—																																										
	<p>【事業期間に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業期間は採択時と同じであり、用地取得を伴う自転車歩行者道の整備としては、妥当と判断する。 																																											
	<p>【事業費に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費は事業採択時と比較し、用地補償等で約 0.6 億円（約 8%）の増額となったが、ほぼ計画通りであり、事業延長 L=800m に対して妥当と判断する。 																																											
	<p>【効果の算定要因に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、走行時間短縮や走行経費減少を目的とした事業ではないことから、便益については、算出不能とした。 																																											
	<p>③環境の変化による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の実施により道路の利用環境が改善され、沿線住民や道路利用者の安全確保が図られた。 																																											
III 対応方針（案）																																												
今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の事業目的を達成し、安全な自転車歩行者道が整備されていることから、今後の事後評価の必要性はない。 																																											
改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はないものと考えられる。 																																											
同種事業に反映すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業完了後、通学路の防犯対策について保護者、自治会、小学校が相談し、校区内の通学路の見直しを行った結果、整備した自転車歩行者道は、計画時よりも広い地区の児童が通学路として利用している。この通学路の変更は平成28年度に行われており、整備後3年余りの期間を経ている。 ・事業完了後、速やかに通学路の変更を進めることができれば、変更までの間の防犯対策の負担を軽減することができると考えられる。そのため、今後の学校周辺で実施する歩道整備事業においては、採択時に通学路になつていない場合でも、学校関係者等への情報発信を適切に行うことが必要であると考える。 																																											
IV 事業評価監視委員会の意見																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策事業（自転車歩行者道設置、一般県道清須下地線、豊橋市川崎町）の対策方針（案）[改善措置等必要なし] を了承する。 																																												
V 対応方針																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・改善措置等必要なし 																																												